

アスベストに係る建築基準法の改正について

1 背景

吹付けアスベストなど、アスベストを飛散させる危険性があるものについては、建築物の利用者に健康被害を生ずるおそれ。

このため、今後、アスベストの飛散による健康被害が生じないように、建築物におけるアスベストの使用に係る規制を導入する。

2 趣旨

建築物における健康被害を防止するため、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール等飛散のおそれのあるものの使用を規制する。

3 概要

➤ 有害物質としての石綿の指定

飛散することにより、著しく衛生上有害な物質として「石綿」が定められました。

➤ 増改築時における除去等の義務付け

増改築時には、原則、既存部分の石綿について除去が義務付けとなります。

ただし、増改築部分の床面積が増改築前の床面積の1/2を超えない場合は、封じ込め・囲い込み工事による飛散防止対策が認められます。

➤ 大規模な修繕・改修時の飛散防止対策の義務付け

大規模な修繕・改修時には既存部分の石綿について封じ込め・囲い込み工事による飛散防止対策が認められます。

➤ 工作物への準用

工作物（煙突等）も、建築物と同様の石綿に関する規制が準用されます。

4 施行期日

平成 18 年 10 月 1 日

5 問合せ先

広島県都市部都市事業局建築指導室 電話 082-513-4183（ダイヤルイン）

////////////////////////////////////
[「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案」について（国土交通省ホームページ）](#)

[「建築基準法施行令の一部を改正する政令案」について（国土交通省ホームページ）](#)